# 2013 (平成25) 年度京都府手話通訳者養成事業

# 【基本課程】【応用課程】【実践課程】

# 実施要項

### 1 目的

聴覚障害者の暮らしや権利、命を守り、「完全参加と平等」の理念の下、業務を遂行し、聴覚障害者と共に歩む手話通訳者を養成することを目的とします。

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務などについて理解と認識を深めるとともに、 手話通訳に必要な手話通訳技術、対人援助技術を習得します。

## 2 主催

京都府、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

3 受講資格 (下記の全項目を満たす者)

# 【基本課程】

- (1) 手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
- (2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者
- (3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者
  - ※ 2012年度以前に基本課程を受講された方は、再受講できません。

### 【応用課程】

- (1) 基本課程の到達目標に達した者で、2012年度基本課程を2/3以上出席した者
- (2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者
- (3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者
  - ※ ただし、2011年度以前に基本課程を修了した者、または基本課程未修了でも基本課程の 到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

# 【実践課程】

- (1) 応用課程の到達目標に達した者で、2012年度応用課程を2/3以上出席した者
- (2) 京都府在住または勤務地が京都府内の者
- (3) 将来、京都府内において手話通訳者として活動可能な者
  - ※ ただし、2011年度以前に応用課程を修了した者、または応用課程未修了でも応用課程の 到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

# 4 定員

北部会場、南部会場ともに、各課程30名 ※ 先着順、定員になり次第〆切

- 5 会場 (予定)
- (1) 北部会場

【基本課程】【応用課程】【実践課程】綾部市保健福祉センター/綾部市青野町東馬場下 15-6

(2) 南部会場

【基本課程】【応用課程】【実践課程】京都市聴覚言語障害センター/京都市中京区西ノ京東中合町2

6 日時・内容 (予定)

5月~10月の土曜日もしくは日曜日の全9回 (詳細は4月1日、京都市聴覚言語障害センターのホームページにて発表)

7 受講料

無料(教材費、学習会・行事・実習参加費等、別途必要な場合あり)

8 教材

「手話通訳者養成講座(基本、応用、実践)」全国手話研修センター発行

- 9 受講修了に関して
- (1) 各課程全日程の2/3以上の出席日数を必要とします。
- (2) 講座最終日には、各課程において到達評価を行います。
- 10 申込み方法

別紙1の受講申込書に必要事項を記入し京都市聴覚言語障害センターまでFAXにて申込み下さい。

〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町 2 京都市聴覚言語障害センター 地域福祉部 京都府手話通訳者養成講座事務局 FAX 075-841-8312

11 申込み受付期間

2013 (平成25) 年 4月15日 (月) 午前10時 ~4月25日 (木) 午後3時迄 ※4月15日 (月) 午前10時以前にFAXを送って頂いても受付できません。

12 受講の可否について

受講の可否については、FAXでの申込日から1週間以内に連絡します。

- 13 受講説明会
- (1) 北部会場
  - ・ 4月6日(土)午後16時~17時 綾部市保健福祉センター
- (2) 南部会場
  - ・4月7日(日)午前10時~12時 京都市聴覚言語障害センター ※初めて手話通訳者養成講座を受講される方のみ対象
- 14 問い合わせ先
- (1) 北部会場

福知山市聴覚言語障害センター (滝野) TEL0773-24-4439 FAX0773-24-4459

(2) 南部会場

京都市聴覚言語障害センター(北川)TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312